

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【公開番号】特開2005-255525(P2005-255525A)

【公開日】平成17年9月22日(2005.9.22)

【年通号数】公開・登録公報2005-037

【出願番号】特願2004-64926(P2004-64926)

【国際特許分類】

A 6 1 K 8/30 (2006.01)

A 6 1 K 8/72 (2006.01)

A 6 1 K 8/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 7/00 C

A 6 1 K 7/00 J

A 6 1 K 7/00 N

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月2日(2007.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1 気圧37 の条件に於いて、流動性を有する油性成分10～60質量%を含有する乳化組成物であって、1)前記油性成分の内の0.1～20質量%が、ダイマー酸のエステルであり、2)前記油性成分の20～50質量%がメドウフォーム油及び/又はテトラオクタ酸ペンタエリトリットであることを特徴とする、化粧品。

【請求項2】

水中油乳化剤形であることを特徴とする、請求項1に記載の化粧品。

【請求項3】

マッサージ料であることを特徴とする、請求項1又は2に記載の化粧品。

【請求項4】

前記ダイマー酸のエステルが、ダイマージリノール酸ダイマージリノレイルであることを特徴とする、請求項1～3何れか1項に記載の化粧品。

【請求項5】

更に、ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリル及びポリグリセリン脂肪酸エステルを含有することを特徴とする、請求項1～4何れか1項に記載の化粧品。

【請求項6】

前記ポリグリセリン脂肪酸エステルとして、デカグリセリンのペンタ脂肪酸エステルを含有することを特徴とする、請求項5に記載の化粧品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

化粧品に於いて、塗布過程での粘弾力学的特性は、その化粧品が持っている効果に大きな

影響を与える重要な物理的ファクターとなっている。即ち、有効性の高い成分を含有し、その成分の生物学的利用性が高い製剤であっても、塗布時の使用実感次第では、優れた効果を奏することもあるし、思ったほどの効果を奏さない場合が存することは既に知られている。この意味で、塗布時の物理学的特性を整えることは重要な品質要素の一つとなっている。特に、マッサージ化粧品に於いては、かかる粘弾力学的特性が大きな影響を与えることが知られており、レオメーターでの垂直方向への応力の強さ（弾性指数）に現れる、化粧品の弾力を如何に高くするかが重要な要素となっている。これは、この様な弾力性のあるマッサージ料でマッサージを行うことにより、通常知られている血流量増大作用はもとより、肌の張りを向上させる作用に優れ、若々しさが具現できるからである。この様な弾性指数を向上させる手段として、具体的には、架橋型ポリマーと増粘剤の乳化剤形での併用が知られている（例えば、特許文献1を参照）が、かかる構成では、使用中の延展性（摩擦係数）の変化が著しく、これにより、本来マッサージが持っている効果が損なわれてしまう欠点が存する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

一方、ダイマー酸のエステルは、ラノリンなどの動物性の高抱水性油脂の代替原料として開発された油脂であり、毛髪化粧品、メイクアップ化粧品をはじめとする、化粧品でのラノリンに代わる原料としての利用が為されている。（例えば、特許文献2、特許文献3、特許文献4、特許文献5、特許文献6、特許文献7を参照）しかしながら、マッサージ化粧品の塗布時の弾性指数を向上させる目的での化粧品への配合は全く知られていない。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

テトラオクタン酸ペンタエリトリットは、のびの軽い、粉体を分散させるのに好適な油脂としてヘア化粧品、メイクアップ化粧品などに使用されることが知られている（例えば、特許文献11、特許文献12、特許文献13を参照）が、マッサージ料に使用された例はない。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

1気圧37の条件に於いて、流動性を有する油性成分10～60質量%を含有する乳化組成物であって、1)前記油性成分の内0.1～20質量%が、ダイマー酸のエステルであり、2)前記油性成分の20～50質量%がメドウフォーム油及び/又はテトラオクタン酸ペンタエリトリットとを含有するものは知られていないし、この様な構成により、レオメーターに於ける弾性指数が著しく向上することも全く知られていない。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明は、この様な状況下為されたものであり、マッサージ化粧料などの化粧料に於いて、粘弾力学的特性としての弾性指数を向上させる技術を提供することを課題とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは、マッサージ化粧料などの化粧料に於いて、粘弾力学的特性としての弾性指数を向上させる技術を求めて、鋭意研究努力を重ねた結果、1気圧37の条件に於いて、流動性を有する油性成分10～60質量%を含有する乳化組成物であって、1)前記油性成分の内0.1～20質量%が、ダイマー酸のエステルであり、2)前記油性成分の20～50質量%がメドウフォーム油及び/又はテトラオクタン酸ペンタエリトリットとを含有する化粧料がその様な特性を有していることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は以下に示す技術に関するものである。

(1) 1気圧37の条件に於いて、流動性を有する油性成分10～60質量%を含有する乳化組成物であって、1)前記油性成分の内0.1～20質量%が、ダイマー酸のエステルであり、2)前記油性成分の20～50質量%がメドウフォーム油及び/又はテトラオクタン酸ペンタエリトリットであることを特徴とする、化粧料。

(2) 水中油乳化剤形であることを特徴とする、(1)に記載の化粧料。

(3) マッサージ料であることを特徴とする、(1)又は(2)に記載の化粧料。

(4) 前記ダイマー酸のエステルが、ダイマージリノール酸ダイマージリノレイルであることを特徴とする、(1)～(3)何れか1項に記載の化粧料。

(5) 更に、ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリル及びポリグリセリン脂肪酸エステルを含有することを特徴とする、(1)～(4)何れか1項に記載の化粧料。

(6) 前記ポリグリセリン脂肪酸エステルとして、デカグリセリンのペンタ脂肪酸エステルを含有することを特徴とする、(5)に記載の化粧料。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明によれば、マッサージ化粧料などの化粧料に於いて、粘弾力学的特性としての弾性指数を向上させる技術を提供することができる。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(1) 本発明の化粧料の必須成分であるダイマー酸のエステル

本発明の化粧料は、1気圧37の条件に於いて、流動性を有する油性成分10～60質量%を含有する乳化組成物であって、且つ、ダイマー酸のエステルを含有することを特徴とする。本発明に言う、ダイマー酸のエステルとは、2分子の不飽和脂肪酸の重合によって得られる2塩基酸のエステルで、例えばダイマージリノール酸、ダイマージリノレイン酸、ダイマージオレイン酸などのエステル或いはこれらの水素添加物などが例示できる。かかるダイマー酸のエステルのエステル部分を構成するアルキル基乃至はアルケニル基としては、オレイルアルコール、ステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、ラウリルア

ルコール、リノレイルアルコール等の通常の高級アルコールの他、ダイマージリノレイルアルコールなどの、不飽和アルコール2分子が重合したダイマージオールから誘導されるものなどが好ましく例示できる。これらの内ではダイマージオールが特に好ましく例示できる。かかるアルコール残基についても水素添加されていても良い。この様なダイマー酸のエステルは、多くのものが化粧料用の原料として市販されている。この様な市販品のうち、特に好ましいものは、ダイマー酸硬化ヒマシ油である「リンカスターDA-H」（高級アルコール工業株式会社製）、ダイマー酸エステルである「ブランドゥールS」（日本精化株式会社製）、ダイマージリノール酸ダイマージリノレイルである「ラスプランDD-DA7」（日本精化株式会社製）、ダイマージリノール酸イソステアリル/フィトステリルである「ラスプランPI-DA」（日本精化株式会社製）等が好適に例示でき、これらの内では、ダイマージリノール酸ダイマージリノレイルが特に好適に例示できる。これは、かかる油剤が優れた抱水性を有しているにもかかわらず、従来の抱水性油剤類とは異なり、酸化安定性に優れるためである。かかる成分は、後記に示す油性成分とともに働いて、化粧料ののびを良くするにもかかわらず、弾性指数を向上させる作用を発揮する。本発明の化粧料では、かかるダイマー酸のエステルは唯一種を含有させることも出来るし、二種以上を組み合わせて含有させることも出来る。かかるダイマー酸のエステルの好ましい含有量は、前記油性成分の内0.1~20質量%であり、より好ましくは1~5質量%である。又、化粧料全量に対しては0.05~10質量%であり、より好ましくは0.5~3質量%である。これは、少なすぎると弾性指数が低くなりすぎる場合が存し、多すぎると使用時に於けるのび等の使用性が損なわれる場合が存するからである。

【手続補正10】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

(2)本発明の化粧料の必須成分であるメドウフォーム油及び/又はテトラオクタン酸ペンタエリトリット

本発明の化粧料は、1気圧37の条件に於いて、流動性を有する油性成分10~60質量%を含有する乳化組成物であって、且つ、メドウフォーム油及び/又はテトラオクタン酸ペンタエリトリットを含有することを特徴とする。メドウフォーム油は、リムナテス・アルバ・ハルトウ (Limnates alba Hartw.) の種子から得られるオイルで、摩擦係数が非常に低い特性を有する。これにより、のびなどの使用感を好ましく保ちつつ、前記のダイマー酸のエステルの弾性指数向上効果を維持する効果を発揮する。かかる油脂は、化粧料原料として市販されており、かかる市販品を購入して利用することが出来る。好ましい市販品としては、クロージャパン株式会社より販売されている「クロピュアMDF」が特に好ましく例示できる。又、テトラオクタン酸ペンタエリトリットも化粧料原料として市販されており、かかる市販品を購入し利用することが出来る。好ましい市販品としては、例えば、コグニスジャパン株式会社より販売されている、「セチオールPEEH-4」が特に好ましく例示できる。かかる成分も、のびなどの使用感を好ましく保ちつつ、前記のダイマー酸のエステルの弾性指数向上効果を維持する効果を発揮する。かかる2種の油性成分の好ましい含有量は、総量で、1気圧37の条件に於いて、流動性を有する油性成分に対して、20~50質量%であり、より好ましくは30~40質量%である。又、化粧料全量に対しては10~30質量%が好ましく、より好ましくは12~20質量%である。これは少なすぎるとのび向上効果を奏さない場合が存し、多すぎると弾性指数を低下させる場合が存するためである。

【手続補正11】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

(3) 本発明の化粧料

本発明の化粧料は、1気圧37の条件に於いて、流動性を有する油性成分10～60質量%を含有する乳化組成物であって、1)前記油性成分の内の0.1～20質量%が、ダイマー酸のエステルであり、2)前記油性成分の20～50質量%がメドウフォーム油及び/又はテトラオクタン酸ペンタエリトリットであることを特徴とする。前記乳化組成物に於ける乳化形態としては、特段の限定はなく、水中油乳化物、油中水乳化物、油中水中油乳化物や水中油中水乳化物などの多相乳化物の何れもが使用可能であるが、塗布時の摩擦係数が低く、且つ、その変化が少ないことから、水中油乳化物であることが特に好ましい。更に、かかる乳化に用いられる界面活性剤としては、POE(7)ヤシ油脂肪酸グリセリル、POE(7)(カプリン酸/カプリル酸)グリセリル、モノ[POE(20)イソステアリン酸]グリセリル、ジ[POE(20)イソステアリン酸]グリセリル等のポリオキシエチレン脂肪酸グリセリル及びデカグリセリンモノステアレート、デカグリセリンペンタステアレート、デカグリセリンモノオレート、デカグリセリンペンタオレート、デカグリセリンモノイソステアレート、デカグリセリンペンタイソステアレート等のポリグリセリン脂肪酸エステルを用いることが好ましい。かかる成分の好ましい含有量は、ポリオキシエチレン脂肪酸グリセリルが0.5～2質量%であり、ポリグリセリン脂肪酸エステルが0.1～1質量%である。これらはそれぞれを1種乃至は2種以上使用することも出来るし、両者をそれぞれ1種乃至は2種以上使用することも出来る。両者を用いることが特に好ましい。かかる界面活性剤は、塗布時に摩擦係数の変化を少なくする作用を有する。勿論かかる界面活性剤以外に通常化粧料で使用されている界面活性剤を含有することも出来る。

【手続補正12】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

上記の成分以外にも、本発明の化粧料は、通常化粧料で使用されている任意の成分を含有することが出来る。この様な任意成分としては、例えば、マカデミアナッツ油、アボガド油、トウモロコシ油、オリーブ油、ナタネ油、ゴマ油、ヒマシ油、サフラワー油、綿実油、ホホバ油、ヤシ油、パーム油、液状ラノリン、硬化ヤシ油、硬化油、モクロウ、硬化ヒマシ油、ミツロウ、キャンドリラロウ、カルナウバロウ、イボタロウ、ラノリン、還元ラノリン、硬質ラノリン、ホホバロウ等のオイル、ワックス類、流動パラフィン、スクワラン、プリスタン、オゾケライト、パラフィン、セレシン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、オレイン酸、イソステアリン酸、ラウリン酸、ミリスチン酸、パルミチン酸、ステアリン酸、ベヘン酸、ウンデシレン酸等の高級脂肪酸類、セチルアルコール、ステアリルアルコール、イソステアリルアルコール、ベヘニルアルコール、オクチルドデカノール、ミリスチルアルコール、セトステアリルアルコール等の高級アルコール等、イソオクタン酸セチル、ミリスチン酸イソプロピル、イソステアリン酸ヘキシルデシル、アジピン酸ジイソプロピル、セバチン酸ジ-2-エチルヘキシル、乳酸セチル、リンゴ酸ジイソステアリル、ジ-2-エチルヘキサン酸エチレングリコール、ジカプリン酸ネオペンチルグリコール、ジ-2-ヘプチルウンデカン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸グリセリン、トリ-2-エチルヘキサン酸トリメチロールプロパン、トリイソステアリン酸トリメチロールプロパン等の合成エステル油類、ジメチルポリシロキサン、メチルフェニルポリシロキサン、ジフェニルポリシロキサン等の鎖状ポリシロキサン、オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン、ドデカメチルシクロヘキサンシロキサン等の環状ポリシロキサン、アミノ変性ポリシロキサン、ポリエーテル変性ポリシロキサン、アルキル変性ポリシロキサン、フッ素変性ポリシロキサン

等の変性ポリシロキサン等のシリコーン油等の油剤類、脂肪酸セッケン（ラウリン酸ナトリウム、パルミチン酸ナトリウム等）、ラウリル硫酸カリウム、アルキル硫酸トリエタノールアミンエーテル等のアニオン界面活性剤類、塩化ステアリルトリメチルアンモニウム、塩化ベンザルコニウム、ラウリルアミンオキサイド等のカチオン界面活性剤類、イミダゾリン系両性界面活性剤（2-ココイル-2-イミダゾリニウムヒドロキサイド-1-カルボキシエチロキシ2ナトリウム塩等）、ベタイン系界面活性剤（アルキルベタイン、アミドベタイン、スルホベタイン等）、アシルメチルタウリン等の両性界面活性剤類、ソルビタン脂肪酸エステル類（ソルビタンモノステアレート、セスキオレイン酸ソルビタン等）、グリセリン脂肪酸類（モノステアリン酸グリセリン等）、プロピレングリコール脂肪酸エステル類（モノステアリン酸プロピレングリコール等）、硬化ヒマシ油誘導体、グリセリンアルキルエーテル、POEソルビタン脂肪酸エステル類（POEソルビタンモノオレエート、モノステアリン酸ポリオキエチレンソルビタン等）、POEソルビット脂肪酸エステル類（POE-ソルビットモノラウレート等）、POE脂肪酸エステル類（ポリエチレングリコールモノオレエート、POEジステアレート等）、POEアルキルエーテル類（POE2-オクチルドデシルエーテル等）、POEアルキルフェニルエーテル類（POEノニルフェニルエーテル等）、プルロニック型類、POE・POPアルキルエーテル類（POE・POP2-デシルテトラデシルエーテル等）、テトロニック類、POEヒマシ油・硬化ヒマシ油誘導体（POEヒマシ油、POE硬化ヒマシ油等）、ショ糖脂肪酸エステル、アルキルグルコシド等の非イオン界面活性剤類、ポリエチレングリコール、グリセリン、1,3-ブチレングリコール、エリスリトール、ソルビトール、キシリトール、マルチトール、プロピレングリコール、ジプロピレングリコール、ジグリセリン、イソプレングリコール、1,2-ペンタンジオール、2,4-ヘキシレングリコール、1,2-ヘキサジオール、1,2-オクタンジオール等の多価アルコール類、ピロリドンカルボン酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム等の保湿成分類、グアガム、クインシード、カラギーナン、ガラクトン、アラビアガム、ペクチン、マンナン、デンプン、キサンタンガム、カードラン、メチルセルロース、ヒドロキシエチルセルロース、カルボキシメチルセルロース、メチルヒドロキシプロピルセルロース、コンドロイチン硫酸、デルマトン硫酸、グリコーゲン、ヘパラン硫酸、ヒアルロン酸、ヒアルロン酸ナトリウム、トラガントガム、ケラタン硫酸、コンドロイチン、ムコイチン硫酸、ヒドロキシエチルグアガム、カルボキシメチルグアガム、デキストラン、ケラト硫酸、ローカストビーンガム、サクシノグルカン、カロニン酸、キチン、キトサン、カルボキシメチルキチン、寒天、ポリビニルアルコール、ポリビニルピロリドン、カルボキシビニルポリマー、ポリアクリル酸ナトリウム、ポリエチレングリコール、ベントナイト等の増粘剤、表面を処理されていても良い、マイカ、タルク、カオリン、合成雲母、炭酸カルシウム、炭酸マグネシウム、無水ケイ酸（シリカ）、酸化アルミニウム、硫酸バリウム等の粉体類、表面を処理されていても良い、ベンガラ、黄酸化鉄、黒酸化鉄、酸化コバルト、群青、紺青、酸化チタン、酸化亜鉛の無機顔料類、表面を処理されていても良い、雲母チタン、魚鱗箔、オキシ塩化ビスマス等のパール剤類、レーキ化されていても良い赤色202号、赤色228号、赤色226号、黄色4号、青色404号、黄色5号、赤色505号、赤色230号、赤色223号、橙色201号、赤色213号、黄色204号、黄色203号、青色1号、緑色201号、紫色201号、赤色204号等の有機色素類、ポリエチレン粉末、ポリメタクリル酸メチル、ナイロン粉末、オルガノポリシロキサンエラストマー等の有機粉体類、パラアミノ安息香酸系紫外線吸収剤、アントラニル酸系紫外線吸収剤、サリチル酸系紫外線吸収剤、桂皮酸系紫外線吸収剤、ベンゾフェノン系紫外線吸収剤、糖系紫外線吸収剤、2-(2'-ヒドロキシ-5'-t-オクチルフェニル)ベンゾトリアゾール、4-メトキシ-4'-t-ブチルジベンゾイルメタン等の紫外線吸収剤類、エタノール、イソプロパノール等の低級アルコール類、ビタミンA又はその誘導体、ビタミンB6塩酸塩、ビタミンB6トリパルミテート、ビタミンB6ジオクタノエート、ビタミンB2又はその誘導体、ビタミンB12、ビタミンB15又はその誘導体等のビタミンB類、-トコフェロール、-トコフェロール、-トコフェロール、ビタミンEアセテート等のビタミンE類、ビタミンD類、ビタミンH

、パントテン酸、パンテチン、ピロロキノリンキノン等のビタミン類などが好ましく例示できる。本発明の化粧品は、前記の必須成分、任意成分を常法に従って処理することにより製造することが出来る。

【手続補正 13】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明の化粧品は、その粘弾力学的特性からマッサージ化粧品に特に好適に適用されるが、この様な粘弾力学的特性は化粧品全般にわたっても好ましい特性であるので、栄養乳液、栄養クリーム、ファンデーション、クレンジング化粧品、アンダーメイクアップ化粧品、紫外線防護化粧品などの他の化粧品に適用することも可能であり、この様な応用も本発明の技術的分野に属する。

【手続補正 14】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

< 実施例 1 >

以下に示す処方に従って、本発明の化粧品を作成した。即ち、イ、口の成分を秤取り、それぞれ 80 に加熱し、相溶させた後、攪拌下イに徐々に口を加えて乳化し、ホモジナイザーで粒子を均質化し、しかる後、攪拌、冷却し本発明の化粧品をクリーム（化粧品 1）として得た。同様に操作して、「ラスプラン DD - DA7」を全て、メドウフォームオイル（「クロピュア MDF」）に置換した比較例 1、メドウフォームオイルと「セチオール PEEH - 4」とを全て「ラスプラン DD - DA7」に置換した比較例 2 も作成した。化粧品 1、比較例 1 及び比較例 2 について、レオメーター（ストレス制御式レオメーター；「レオメーター AR500」；TA インスツルメント社製）を用いて、弾性指数を計測した。結果を表 1 に示す。又、これらの化粧品ののびについても、エステシャン 5 名により、評価を行った。評価は、評点 1：のびが非常に悪い、評点 2：のびがやや悪い、評点 3：のびが良くも悪くもない、評点 4：のびがやや良い、評点 5：のびが良い、の基準で評点を各人に付してもらい、その平均を求めた。この結果より、本発明の化粧品は、擦過操作において、優れたのびと弾力感を呈するものであることが判る。

【手続補正 15】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

< 実施例 2 >

実施例 1 と同様に次に示す処方に従って、化粧品 2 を作成した。このものを実施例 1 の方法に従って評価したところ、弾性指数は 1320 であり、のびの平均評点は 3.5 であった。

【手続補正 16】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

< 実施例 3 >

実施例 1 と同様に次に示す処方に従って、化粧品 3 を作成した。このものを実施例 1 の方法に従って評価したところ、弾性指数は 1 4 5 0 であり、のびの平均評点は 3 . 5 であった。

【手続補正 1 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 6】

< 実施例 4 >

実施例 1 と同様に次に示す処方に従って、化粧品 4 を作成した。このものを実施例 1 の方法に従って評価したところ、弾性指数は 1 3 5 0 であり、のびの平均評点は 3 . 5 であった。

【手続補正 1 8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 8】

< 実施例 5 >

実施例 1 と同様に次に示す処方に従って、化粧品 5 を作成した。このものを実施例 1 の方法に従って評価したところ、弾性指数は 1 5 4 0 であり、のびの平均評点は 3 . 5 であった。

【手続補正 1 9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 0】

< 実施例 6 >

実施例 1 と同様に次に示す処方に従って、化粧品 6 を作成した。このものを実施例 1 の方法に従って評価したところ、弾性指数は 1 5 1 0 であり、のびの平均評点は 3 . 5 であった。